

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公表項目	内 容		
1 契約名	山梨県立美術館所蔵品デジタルコンテンツ制作業務		
2 審査年月日	令和4年12月9日		
3 評価基準、配点及び評価	(事業者名) 株式会社山梨ニューメディアセンター	(事業者名) A社	(事業者名) B社
業務実績 (配点：10)	6.0	8.7	6.0
実施体制・実施計画 (配点：10)	8.0	8.7	5.3
事業目的・内容の理解度 (配点：10)	7.3	8.6	8.0
コンテンツ制作 (配点：30)	26.0	24.0	24.0
機器操作方法 (配点：30)	24.0	20.0	20.0
価格 (配点：10－10×(提案者見積額/委託予定額))	0.0	0.0	1.0
4 総合評価の審査結果	71.3	70.0	64.3
5 契約の方法	企画提案審査随意契約		
6 落札者(契約者)の名称	株式会社山梨ニューメディアセンター		
7 契約締結年月日	令和4年12月15日		
8 契約金額(税込)	1,925,000円		
9 随意契約の理由及び根拠法令 (企画提案審査方式の場合)	<p>本業務は、美術館が所蔵する西洋美術コレクションの作品に関する情報を格納したデジタルコンテンツを作成し、来館者に提供することにより、コレクションの魅力発信と認知度向上をはじめとして、新たな鑑賞や体験の機会を創出するとともに、美術館の魅力を広く発信し誘客を通じた地域活性化につなげることを目的とする。</p> <p>作品の情報をタブレットに収納し、来館者の操作によって表示するコンテンツは、構成・画面レイアウト・操作方法等、事業者の技術に違いがあり、利便性に大きく影響する。また、管理者が明確かつ簡易的に情報を追加する技術も必要である。</p> <p>このことから、経験とノウハウを有する事業者から提案を受け、目的達成のために最も効果的な企画を提案した者を選定することが適当である。</p> <p>(根拠法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約 ・山梨県財務規則第137条第3項に規定する特別の理由がある場合に該当するものとして、見積合わせを省略 		
10 所属名	美術館		